

巻末付録 平成30年間の主な動きと指標

平成30年間の主な動き

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成元年 (1989)	消費税スタート	農業協同組合併助成法改正 (農協の合併による事業の能率化や近代化の促進) 農用地利用増進法改正 (農用地の利用調整のための仕組みの追加) 特定農産加工業経営改善臨時措置法制定 (かんきつ類や馬鈴しょ等輸入により著しい影響を受ける加工業種等の支援)
平成2年 (1990)	東西ドイツ統一	市民農園整備促進法制定 (市民農園の整備の円滑化) 自主流通米価格形成機構における米の入札取引開始
平成3年 (1991)	湾岸戦争 ソ連崩壊 バブル経済崩壊	イネゲノム解析プロジェクトの開始 食品流通構造改善促進法制定 (食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化の支援)
平成4年 (1992)	地球環境サミット	「新しい食料・農業・農村政策の方向」の決定 ・食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり
平成5年 (1993)	戦後最悪の米の不作 (作況指数74) EU(欧州連合)誕生	農用地利用増進法 ¹ 改正 (認定農業者制度の創設等) 特定農山村法 ² 制定 (特定農山村地域の特性に即した農林業の振興) 米の緊急輸入 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意 (米以外の輸入数量制限等を行っているすべての農産物の関税化や米のミニマム・アクセス設定等)
平成6年 (1994)		農山漁村余暇法 ³ 制定 (農林漁業体験民宿業の登録制度等) 食糧法 ⁴ 制定 (食糧管理法廃止、備蓄のための政府買入れに限定、計画流通制度への移行等)
平成7年 (1995)	WTO発足 阪神・淡路大震災	青年就農促進法 ⁵ 制定 (就農準備資金等の貸付け) 農業経営基盤強化促進法改正 (農地保有合理化法人に対する支援の強化) ミニマム・アクセス米輸入開始
平成8年 (1996)	病原性大腸菌O157による集団食中毒発生	植物防疫法改正 (有害動植物の危険度に応じた検疫措置の実施) 農業協同組合法等改正 (農協系統の業務執行・監査体制の強化、経営合理化等)

1 「農業経営基盤強化促進法」に名称変更

2 正式名称「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」

3 正式名称「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」

4 正式名称「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」

5 正式名称「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成9年 (1997)	財政構造改革法制定 地球温暖化防止京都会議	家畜伝染病予防法改正 (BSE ¹ 等の家畜伝染病への認定、国内防疫体制の整備等) 新たな米政策大綱決定 (生産調整推進対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善)
平成10年 (1998)	「21世紀の国土のグランドデザイン(多軸型国土構造)」策定	農地法改正 (2ha超4ha以下の農地転用の権限を都道府県知事に移譲) HACCP手法支援法 ² 制定 (食品の製造過程の管理の高度化計画の認定等) 種苗法制定 (品種登録制度の整備等)
平成11年 (1999)	男女共同参画社会基本法制定	米の関税化 食料・農業・農村基本法制定 (食料の安定供給確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村地域の振興という4つの理念の提示、食料自給率目標の設定) JAS法 ³ 改正 (飲食物品に関して横断的な品質表示基準の制定等) 持続農業法 ⁴ 制定 (土づくり及び化学肥料・農薬低減技術の導入の促進等) 肥料取締法改正 (堆肥等の品質表示の義務化等) 家畜排せつ物法 ⁵ 制定 (野積みや素掘りの解消による管理の適正化等)
平成12年 (2000)	循環型社会形成推進基本法制定 加工乳等による食中毒事故発生	食料・農業・農村基本計画策定 (・食料自給率目標の設定(供給熱量ベース) ・不測時における食料安全保障マニュアルの策定 ・価格政策から所得政策への転換 ・中山間地域等の振興) 中山間地域等直接支払制度導入 (農業生産条件の不利性を補正) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法等改正 (不足払いを廃止し固定払いに変更) 食品リサイクル法 ⁶ 制定 (再生利用量に関する数値目標の設定等) 農地法改正 (農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け)
平成13年 (2001)	中央省庁再編 米国同時多発テロ発生 BSE感染牛発生 WTOドーハ・ラウンド交渉開始	農業協同組合法等改正 (農協系統信用事業の確立) 土地改良法改正 (環境との調和への配慮、国営施設更新事業の拡充等) 農業及び森林の多面的機能の評価について日本学術会議答申

1 正式名称「牛海綿状脳症」

2 正式名称「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」

3 正式名称「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」

4 正式名称「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」

5 正式名称「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」

6 正式名称「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成14年 (2002)	食品偽装表示事件の多発 新型肺炎SARS発生	「食」と「農」の再生プラン (消費者に軸足をおいた農政展開) JAS法改正 (違反業者名公表の迅速化、罰則の強化等) 米政策改革大綱決定 (需要に応じた米生産の推進等) 農薬取締法改正 (無登録農薬の使用規制の創設等) 構造改革特別区域法制定 (リース方式での一般法人の農業参入)
平成15年 (2003)	カルタヘナ議定書発効	食品安全基本法制定 (農林水産省に「消費・安全局」を設置) 牛トレーサビリティ法 ¹ 制定 (牛の個体識別情報の伝達の義務化) カルタヘナ法 ² 制定 (未承認の遺伝子組換え生物等の使用を規制等) 食糧法改正 (計画流通制度の廃止、生産調整等の見直し等)
平成16年 (2004)	鳥インフルエンザ発生 (79年ぶり) 新潟県中越地震	青年就農促進法改正 (就農支援資金の貸付対象を拡大等) 家畜伝染病予防法改正 (届出義務違反に関する制裁措置の強化、助成措置の制度化) 農業協同組合法等改正 (合併及び信用事業譲渡の手続きの簡素化等)
平成17年 (2005)	京都議定書発効 愛知万博	食料・農業・農村基本計画策定 ・食料自給率目標の設定(生産額ベースを追加) ・食の安全と消費者の信頼の確保 ・品目横断的政策への転換 ・農地・水・環境保全向上対策の導入 農業経営基盤強化促進法改正 (リース方式による農業参入の全国展開) 食育基本法制定 (国民運動として食育を推進)
平成18年 (2006)		食育推進基本計画作成 (食育の推進の目標設定) バイオマス・ニッポン総合戦略策定 (バイオマスの利活用の推進等) 食糧法改正 (国産麦の政府無制限買入制度の廃止等)

1 正式名称「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

2 正式名称「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成19年 (2007)	新潟県中越沖地震	農政改革三対策の導入 ・品目横断的経営安定対策 (地域農業の担い手の確保、土地利用型農業の体質強化) ・米政策改革推進対策 (消費者ニーズに応じた米生産の推進等) ・農地・水・環境保全向上対策 (農地・農業用水等を適切に保全管理する取組を支援) 農山漁村活性化法 ¹ 制定 (地方公共団体の活性化計画への交付金の交付)
平成20年 (2008)	北海道洞爺湖サミット開催 リーマンショック 事故米穀の不正規流通問題	子ども農山漁村交流プロジェクト (子どもが農山漁村に宿泊して行う体験活動を推進) 農商工等連携促進法 ² 制定 (農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援)
平成21年 (2009)	新型インフルエンザの世界的流行 消費者庁設立	米粉・エサ米法 ³ 制定 (米・出荷販売業者が守るべきルールの整備等) 米トレーサビリティ法 ⁴ 制定 (米の産地情報の伝達の義務化等) 食糧法改正 (加工用、飼料用等の用途以外の使用の禁止等) 農地法改正 (農地の許可基準の見直し等による農地の有効利用)
平成22年 (2010)	口蹄疫発生 2010年日本APEC首脳会談開催	食料・農業・農村基本計画策定 ・食料自給率目標を50%に引上げ ・食の安全と消費者の信頼の確保 ・戸別所得補償制度の創設等 ・農業・農村の6次産業化 戸別所得補償モデル対策 (米の生産費と販売価格の差額を交付) APEC食料安全保障担当大臣会合開催 六次産業化・地産地消法 ⁵ 制定 (地域資源を活用した新事業の創出や地域の農林水産物の利用の促進)
平成23年 (2011)	東日本大震災 東日本大震災復興特別区域法制定	第2次食育推進基本計画作成 (重点課題の設定、食育の推進の目標見直し) 農業者戸別所得補償制度 (対象作物の生産費と販売価格の差額を交付) 農業・農村の復興マスタープラン策定 (農地の復旧のスケジュールの明確化等)
平成24年 (2012)		株式会社農林漁業成長産業化支援機構法制定 (農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対する出融資や経営支援)

1 正式名称「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

2 正式名称「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」

3 正式名称「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」

4 正式名称「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

5 正式名称「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成25年 (2013)		農林水産業・地域の活力創造本部設置 食品表示法制定 (食品表示に関して、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の一元化) 農山漁村再生可能エネルギー法 ¹ 制定 (農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進) 「和食」ユネスコ無形文化遺産登録 農林水産業・地域の活力創造プラン決定 (農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、米政策の見直し) 農地中間管理事業の推進に関する法律制定 (農地中間管理機構の創設)
平成26年 (2014)		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律制定 (農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援) 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (農協・農業委員会・農業生産法人改革の推進) 地理的表示法 ² 制定 (地域ならではの特徴的な製品の名称を知的財産として保護)
平成27年 (2015)	ミラノ国際博覧会 SDGs採択 TPP大筋合意	食料・農業・農村基本計画策定 (・食料自給力指標の公表 ・国産農産物の消費拡大や「和食」の保護・継承 ・農地中間管理機構のフル活用 ・米政策改革の着実な推進 ・多面的機能支払制度の着実な実施 ・東日本大震災からの復旧・復興) 都市農業振興基本法制定 (国・地方公共団体の責務の明確化、都市農業振興基本計画の策定) 農業協同組合法改正 (株式会社等への組織変更の可能性、農協中央会の廃止等) 総合的なTPP関連政策大綱決定 (体質強化対策と経営安定対策)
平成28年 (2016)	熊本地震 伊勢志摩サミット開催 パリ協定発効	第3次食育推進基本計画作成 (重点課題の見直し、食育の推進の目標見直し) G7新潟農業大臣会合開催 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (農業競争力強化プログラム、農林水産物輸出インフラ整備プログラムの策定)

1 正式名称「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

2 正式名称「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」

	社会・経済	食料・農業・農村の動向と主な施策
平成29年 (2017)	日EU・EPA大枠合意 TPP11大筋合意	<p>農業競争力強化支援法制定 (農業生産に関連する事業の再編等)</p> <p>土地改良法改正 (農地中間管理機構と連携した都道府県営事業の創設等)</p> <p>畜産経営安定法等改正 (生産者補給金制度の恒久化、集送乳調整金の交付等)</p> <p>農業災害補償法¹改正 (収入保険の創設、農業共済の見直し等)</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱決定 (チーズ等の乳製品の競争力強化、小麦のマークアップの実質的撤廃等)</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (卸売市場を含めた食品流通構造改革、新たなニーズに対応した農地制度の見直し)</p>
平成30年 (2018)	CSF発生(26年ぶり) 築地市場閉場 TPP11発効	<p>米政策改革 (生産調整の数量目標配分を廃止)</p> <p>農業経営基盤強化促進法改正 (所有者不明農地等の利用の促進等)</p> <p>農薬取締法改正 (再評価制度の導入、農薬の登録審査の見直し等)</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律制定 (生産緑地の貸借をしやすくする仕組みを整備)</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (農地中間管理機構法施行後5年見直し、スマート農業の現場実装の推進、農林水産業の輸出力の強化)</p> <p>食品衛生法・食品表示法改正 (HACCP義務化、食品リコール制度の導入等)</p>
平成31年 (2019)	日EU・EPA発効	収入保険開始(青色申告者を対象)

1 「農業保険法」に名称変更

平成30年間の主な指標（全体）

		(単位)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成31年 (2019)
全 体	人口	百万人	121	124	127	128	126*
	国内総生産（名目） ¹ （年度）	10億円	338,999	462,964	528,447	499,429	550,308*
	1人当たりのGDP（名目） ² （年度）	千円	2,731	3,655	4,165	3,901	4,337*
	貿易収支	億円	108,707	76,017	107,158	66,347	-16,678
	為替レート（1ドル） ³	円	238.5	144.8	107.7	87.8	109.0
	国の一般歳出予算 ⁴ （年度）	億円	325,854	366,731	480,914	534,542	599,359
	農林水産関係予算（年度）	億円	33,008	31,221	34,279	24,517	23,108
	国の一般歳出予算額に占める農林水産関係予算の割合（年度）	%	10.1	8.5	7.1	4.6	3.9

資料：総務省「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、財務省「貿易統計」、日本銀行「主要時系列統計データ表」を基に農林水産省作成

注：*マークがあるものについては、平成30年（度）の数値である。

- 1) 国内総生産は、昭和60年度と平成2年度は「支出側GDP系列簡易速及（2011年基準・08SNA）」、平成12年度以降は「2019年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
- 2) 1人当たりGDPは、昭和60年度と平成2年度は「平成21年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」、平成12年度以降は「平成29年度国民経済計算（2011年基準・08SNA）」による。
- 3) 為替レートは、東京市場「ドル・円」スポット17時時点/月中平均より1年間の平均値を計算し算出
- 4) 国の一般歳出予算は、国の一般会計歳出予算から国債費、地方交付税交付金等を除いたもの。

平成30年間の主な指標（食料・農業・農村関係）

		(単位)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成31年 (2019)	
自 給 率	食料自給率 ¹ （年度）	供給熱量ベース	%	53	48	40	39	37*
		生産額ベース	%	82	75	71	70	66*
	飼料自給率 ¹ （年度）		%	27	26	26	25	25*
国 際	農林水産物輸入額		億円	62,884	72,806	69,140	71,194	95,198
	農林水産物輸出額		億円	4,895	3,536	3,149	4,920	9,121
食 料 消 費 ・ 食 生 活 等	1人1年当たり供給純食料 ² （年度）	米	kg	74.6	70.0	64.6	59.5	53.8*
		小麦	kg	31.7	31.7	32.6	32.7	32.4*
		野菜	kg	111.7	108.4	102.4	88.1	89.9*
		果実	kg	38.2	38.8	41.5	36.6	35.6*
		肉類	kg	22.9	26.0	28.8	29.1	33.5*
		牛乳・乳製品	kg	70.6	83.2	94.2	86.4	95.7*
		魚介類	kg	35.3	37.5	37.2	29.4	23.9*
		油脂類	kg	14.0	14.2	15.1	13.5	14.2*
	消費者物価指数（食料）		2015年=100	81.4	86.5	92.3	93.9	104.3
生 産 額	農業総産出額		億円	116,295	114,927	91,295	81,214	90,558*
	生産農業所得		億円	43,800	48,172	35,562	28,395	34,873*
	農林漁業の国内総生産		兆円	9.4	9.7	7.0	5.3	6.0*
	食品産業の国内総生産		兆円	30.8	38.4	46.5	40.2	47.2*

		(単位)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成31年 (2019)	
生産額	農産物価格指数 ³	2015年 = 100	105.2	108.0	91.4	92.9	111.8*	
	農業生産資材価格指数 ³	2015年 = 100	80.8	78.7	80.1	90.4	100.7*	
農家	販売農家数	万戸	331	297	234	163	113	
	主業農家数	万戸	—	82	50	36	24	
農業労働力	基幹的農業従事者数	万人	346	293	240	205	140	
		平均年齢	歳	—	—	62.2	66.1	66.8
		65歳以上の割合	%	19.5	26.8	51.2	61.1	69.7
	新規就農者数 ⁴	万人	—	1.6	7.7	5.5	5.6*	
		うち49歳以下	万人	—	0.5	1.8	1.8	1.9*
	認定農業者数 ⁵ (年度)	万経営体	—	—	15.0	24.6	23.9*	
	集落営農数	千組織	—	—	—	13.6	14.9	
	農地所有適格法人数	法人	3,168	3,816	5,889	11,829	19,213	
水稲 (10a当たり) の直接労働時間	時間	54.5	43.8	33.0	25.1	22.4*		
農地	耕地面積	万ha	538	524	483	459	440	
	荒廃農地 ⁶	万ha	—	—	—	29.2	28.0*	
	作付延べ面積 ⁷	万ha	566	535	456	423	405*	
	耕地利用率 ⁸	%	105.1	102.0	94.5	92.2	91.6*	
	販売農家1戸当たりの経営耕地面積 ⁹	全国	ha	1.33	1.41	1.60	1.96	2.50
北海道		ha	10.11	11.88	15.98	21.48	25.36	
都府県		ha	1.05	1.10	1.21	1.42	1.77	
農村	農村人口 ¹⁰	万人	4,770	4,546	4,412	4,194	—	
		対総人口比	%	39	37	35	33	—
		65歳以上の割合	%	13	15	21	27	—
	農業集落数	万集落	—	14.0	13.5	13.9	—	
	農業集落排水施設の整備率 ¹¹ (年度)	%	—	—	27.5	73.2	94.5*	

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「農業、食料関連産業の経済計算」、「食料需給表」、「生産農業所得統計」、「農家就業動向調査」、「新規就農者調査」、「集落営農実態調査」、「農産物価統計」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「農業経営統計調査農産物生産費統計」、総務省「国勢調査」、「消費者物価指数」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：* マークがあるものについては、平成30年(度)の数値である。

1) 平成30年度の数値は概算値である。

2) 1人1年当たり供給純食料については、平成30年度の数値は概算値である。また、米については、国内生産と国産米在庫の取崩しで国内需要に対応している実態を踏まえ、平成10年度から国内生産量に国産米在庫取崩し量を加えた数量を用いて算出している。

3) 平成7年基準改定時に年度指数から暦年指数に変更

4) 平成12年以前の新規就農者数は新規自営農業就農者のみ、平成22年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値である。

5) 認定農業者数は、年度末時点の数値である。平成22年以降は特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含んだ値である。

6) 平成22年の荒廃農地面積は、推計値(「実績値」と調査できなかった区域内の「推計値」の合計)である。

7) 農作物作付(栽培)延べ面積とは、農林水産省統計部で収穫量調査を行わない作物を含む全作物の作付(栽培)面積の合計である。平成29年から、一部品目(陸稲、かんしょ、小豆、いんげん、らっかせい、野菜、果樹、茶、飼料作物)において、調査の範囲を全国から主産県に変更したことから、算出方法を変更している。

8) 耕地利用率とは、耕地面積を「100」とした作付(栽培)延べ面積の割合である。

9) 販売農家1戸当たりの経営耕地面積について、平成2年以前については、経営耕地のない販売農家を含んだ販売農家全体の数値を基に、平成12年以降については、経営耕地のない販売農家を控除した数値を基に算出した値である。

10) 国勢調査における人口集中都市を都市、それ以外を農村とした。

11) 農業集落の排水施設の整備率は、年度末時点の数値であり、当該年度の都道府県構想人口を分母としている。なお、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があったため、平成22年度は岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値である。